

障害者総合支援法と障害者福祉

◆障害者総合支援法設立までのあらまし

2003年 支援費制度

- ・2000年介護保険制度施行とともに障害者の新制度として施行
- ・措置から契約へ
- ・社会福祉基礎構造改革の一環に位置づけられる。

2006年 障害者自立支援法

- ・障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- ・身体障害、知的障害、精神障害の3障害を統一した制度の傘下に置く
- ・自立した生活を営む事ができるように支援を行うとされている。(ノーマライゼーションの理念の明記)
- ・応能負担を原則とする
- ・発達障害の明記

2013年 障害者総合支援法

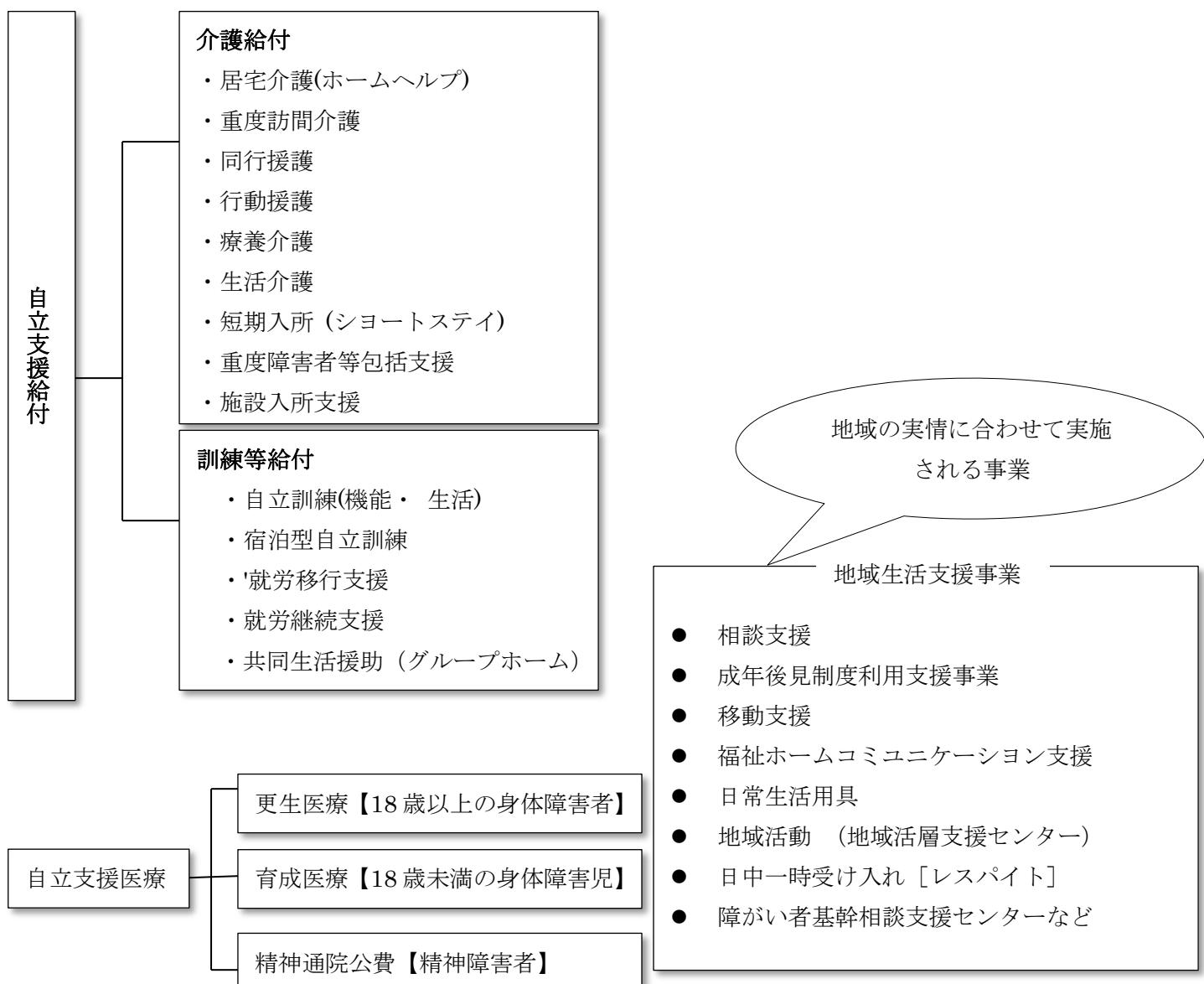
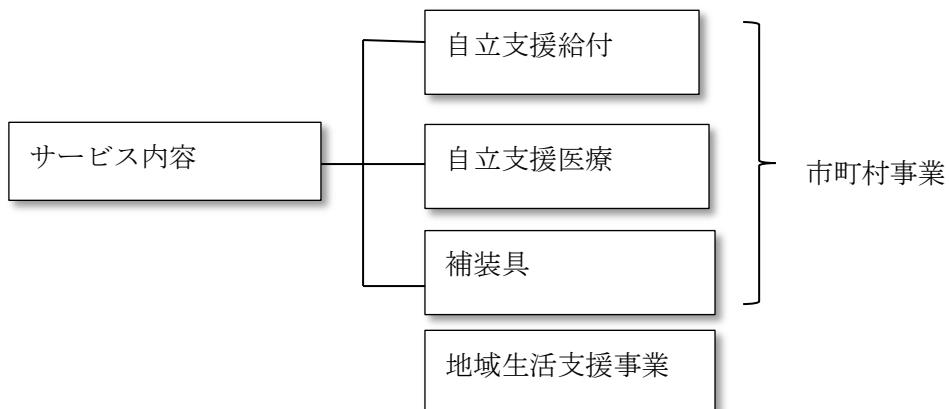
◆障害者総合支援法の概要

障書者の範囲、 (障書児の範囲も 同様に対応)	「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。 (難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの対象が加わる)
支援区分の創設	「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」とする。 ※障害支援区分の認定が知的障害者、精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
障害者に対する 支援	①重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える) ④地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
サービス基盤の 計画的整備	①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ②基本指針、障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

◆結付の仕組みとサービスの種類

福祉サービス(給付)は、障がい者(身体障害、知的障害、精神障害<発達障害含む>、一定の難病)の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」から構成されている。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なる。



サービスの分別化(日中活動の場と住まいの場の組み合わせ)

入所施設のサービスは、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けられており、サービスを組み合わせて選択できる。

サービスを利用する際には、利用者一人ひとりに個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。例えば、昼間はXという更生施設で自立訓練をし、夜はYという施設の施設入所支援サービスを受けるということが可能。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用することが可能。

【日中活動の場】

- 以下から 1 ないし複数の事業を選択

 - ・療養介護
 - ・生活介護
 - ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援（A型＝雇用型 B＝非雇用型）
 - ・地域活動センター（地域生活支援事業）



【生活の場】

- 障害者支援施設の入所支援
または
居住支援（共同生活援助《グループホーム》）
福祉ホーム（《地域生活援助事業》の機能）

認定の程度によって使えるサービスと使えないサービスがある。特に障害支援区分は、介護給付を利用するには注意する必要がある。

(1) 障害支援区分と利用できる介護給付

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	備考
居宅支援								
重度訪問介護								
同行援護								身体障害を伴わない場合は非該当でも利用可
行動援護								精神・知的障害者のみ対象
療養援護								筋ジストロフィ患者または重症心身障害者は区分 5 から
生活援護								50 歳以上の場合は区分 2 から
(施設入所支援を利用する場合)								50 歳以上の場合は区分 2 から
短期入所								
重度障害者等包括支援								区分 6 かつ ALS、強度行動障害など常時介護が必要とする障害者で意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり、呼吸管理がいる身体障害者又は知的障害者
施設入所支援								50 歳以上の場合は区分 3 から

※自立訓練(機能訓練・生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援(A型・B型), 障害程度区分に関係しない。

(2) 日中系サービスの対象とサービス内容

個別給付	対象者	サービス内容
居宅支援（ホームヘルプ）	区分1以上(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)である者	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言 その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者 ・重度の肢体不自由者で常時介護を要する者(区分4以上) 	居宅において、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護、排泄および食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者で区分3以上であり、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(all項目)等の合計点数が8点以上(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)である者	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄および食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。
短期入所（ショートステイ）	福祉型(障害者支援施設等において実施)>①区分1以上である者②障がい児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 <医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施)>遷延性意識障がい児・者、筋萎縮 性側索硬化症等の運動ニューロン 疾患の分類に属する疾患有する者および重症心身障がい児者等	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宣を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき当該施設に短期間の入所をさせ入浴、排泄および食事その他の必要な保護を行う。

重度障害者等包括支援	<p>区分 6(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって 次の① または② のいずれかに該当する者</p> <p>①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度知的障がい者 <p>②区分の認定調査項目のうち、行動関連項目 11(項目) 等の合計点数が 15 点以上である者</p>	居宅介護(ホームヘルプ),重度訪問介護,行動援護,生活介護,児童デイサービス,短期入所(ショートステイ),共同生活介護(ケアホーム),自立訓練,就労移行支援,就労継続支援および旧法施設援(通所によるものに限る)を包括的に提供する。
療養介護	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症(ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分 6 の者</p> <p>②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、区分 5 以上の者</p>	病院において機能訓練 療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
生活介護	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>①区分 3 (施設入所する場合は区分 4) 以上である者</p> <p>②年齢 50 歳以上の場合は、区分 (施設入所する場合は区分 3) 以上である者</p>	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排泄および食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う。

自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者	障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排泄および食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言。その他の必要な支援を行う。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、目中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	居室その他の設備を利用させると共に、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	生産活動、職場体験その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練 求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 A 型（雇用型）	企業等に就労することが困難な者であって 雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

就労継続支援 B型（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かない者や一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識および能力の向上や維持が期待される者	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であつて、その年齢・心身の状態の他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者。就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
-----------------	---	--

※基本的には、自立訓練は昼間のサービスだが、宿泊を伴う自立訓練を受ける場合は、施設入所支援と関係なく施設を利用することができる。この場合を宿泊型自立訓練と言う。

(3) . 居住系サービスの対象とサービス内容

個別給付	対象者	サービス内容
施設入所支援	①生活介護を受けている者であつて、区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者(以下、訓練等)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむをない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄および食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	区分1以下に該当する身体障害者(65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る)、知的障がい者および精神障がい者 ※区分2以上の者であっても、あえて共同生活援助(グループホーム)の利用を希望する場合、利用することは可能。	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助を行う

■地域生活支援事業

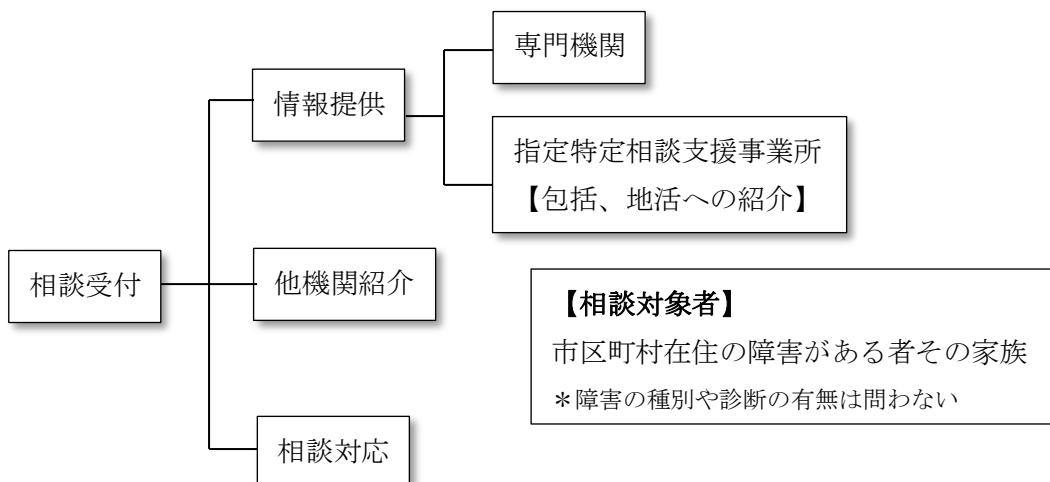
1) 相談支援専門員

障がい者ケアマネジメントは「相談支援専門員」が中核的な存在として位置付けられている。

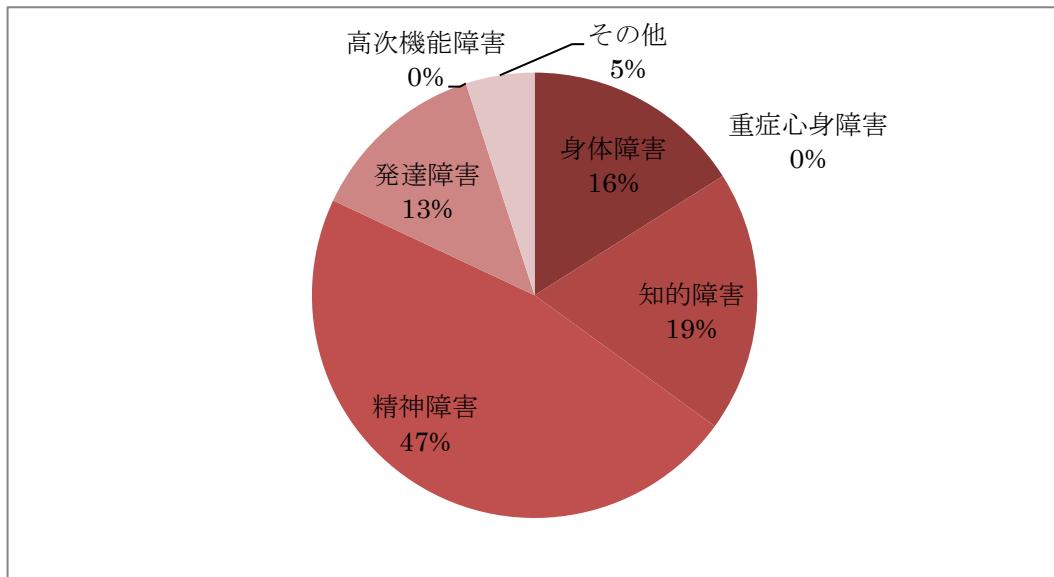
資格要件	一定の実務経験があり、都道府県の実施する養成研修を受講することが必要。講習会は年に1回ほど実施されている。
配置機関	指定相談支援事業所と呼ばれる、障がい者の相談に応じてケアプランを作成する機関。相談支援事業所は都道府県の指定が必要であり、サービス提供管理者を配置することが義務付けられている。
業務内容	障がい者のニーズを把握し、ケアプランの作成を支援する。ケアプラン作成の費用は市町村から給付され、利用者の自己負担はない。

2) 障がい者基幹相談支援センターについて

- ・障害者及びその家族からの相談に応じる機関
- ・全障害・児・者の一次総合相談窓口とし、必要に応じてさらに専門相談につなぐ紹介機関
- ・学童以上の障害児の一次相談窓口相談機関と連携づくりを進めていくこと求められている



平成 30 年度上半期の相談傾向（福岡市）



新規相談者は計 63 名　月平均 10.5 名からの相談あり。「精神障害」の割合が約半数を占める

相談内容

- ・一人暮らししたいけど自信がない
- ・ヘルパーを探している
- ・てんかんがあっても入れる施設があるか
- ・成年後見を利用したい
- ・弁護士、司法書士を傷害してほしい 等

2) 市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。基幹相談支援センターが、地域における相談・支援の中核的役割を担う。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に費用を助成する。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害のため意思疎通を図るために障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、点訳などを行う人の派遣などを行う。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行う。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行う。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図る。
福祉ホーム	家庭環境、住居事情などの理由により、居宅において生活することが困難な者を対象に、利用者の日常生活に関する相談、助言などを提供する。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行う。 例: 訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業など

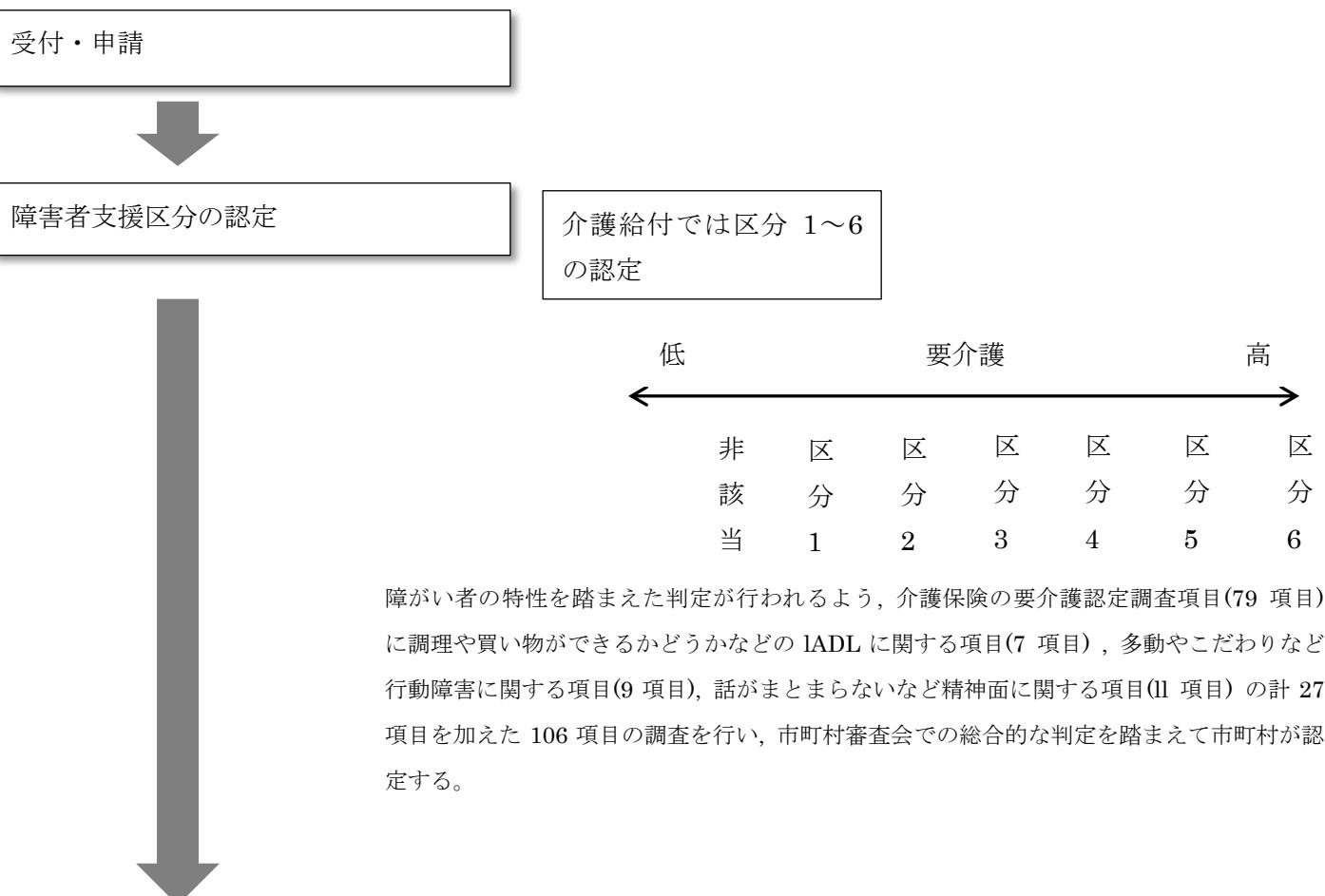
(3) 都道府県事業

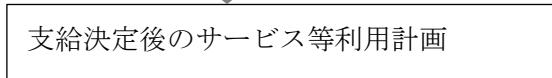
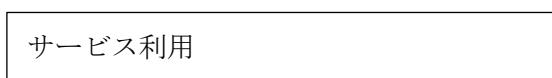
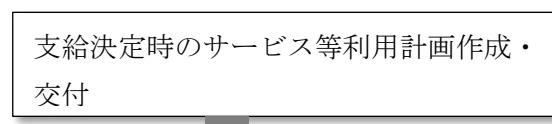
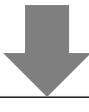
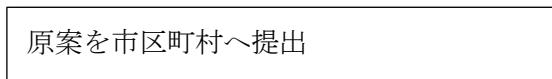
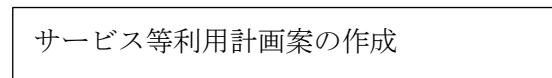
事業名	内容
専門性が高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、必要な情報提供などを行う。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行う。
その他の事業（研修事業を含む）	都道府県の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行う。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業など また、サービス提供者、指導者などへの研修事業などを行う。

■支給決定・サービス利用の流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、「障害者的心身の状況(障害支援区分)」「社会活動や介護者、居住などの状況」「サービスの利用意向」「訓練・就労に関する評価」を把握した上で、支給決定を行う。

なお、障害支援区分の認定は、介護給付の申請者だけを対象とし、訓練等給付の申請者については行われないが、共同生活援助に関しては障害支援区分の認定が必要となる。



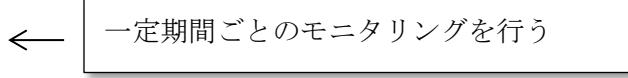


市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘査して支給決定を行う。

- ・上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
- ・特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
- ・サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

サービス担当者会議を経て計画書作成

支給決定時のサービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。



◆自己負担額と各種減免

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組み(所得に応じた月額負担上限額の設定)になっており、食費、光熱水費などの実費負担は、3 障害(身体・知的・精神)で共通した仕組みになっている。利用者負担については、低所得世帯に配慮した軽減策が講じられている。また、障害者福祉サービスと補装具の利用者負担が合算され、負担が軽減されている。

1) 月額負担上限額の設定

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて 4 区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービスの量に関係なく、それ以上の負担は生じない。

区分	世帯の収入状況	在宅・日中活動系 ・居住系サービス	居住系サービス (施設入所支援)
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円
低所得者	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20 歳以上),	9,300 円	37,200 円
一般 2	上記以外	18,600 円	

2) 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の含範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する 18,19 歳を除く)	障がい者本人とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆障害者生活を支える手帳制度

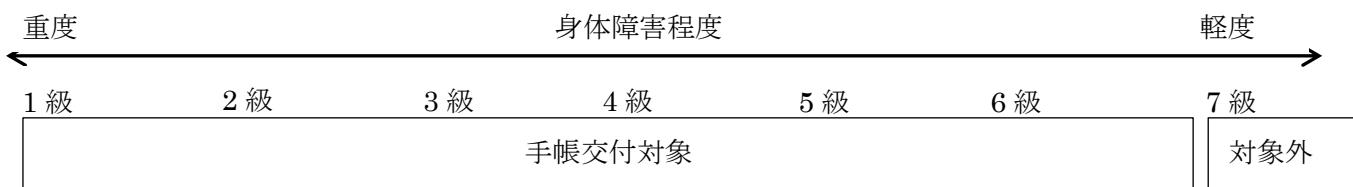
(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法の定める各種サービスを利用するためには、まず身体障害者手帳の交付を受けなければならぬ。手帳は、すべての福祉サービスを受ける際の基礎となる。

対象	視覚 感覚、平衡機能、音声機能、言語機能、咀嚼機能、肢体不自由(上肢・下肢・ 体幹・ 脳原性運動機能障害)、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝機能に一定程度以上の永続する障がいがある 18 歳以上の人で、障害の程度によって 1~6 級に区分される。1 級が重度の障害を示す。
申請窓口	市区町村
申請方法	交付申請書に、指定を受けた医師の診断書、写真を添付して提出する。 交付された手帳の記載事項に変更があった時や紛失などで再交付を受ける時は、所定の手続きが必要。

程度等級

身体障害者等級は 1 級から 7 級まである。このうち 7 級は手帳の対象にはならない。



(2) 精神障害者保健福祉手帳

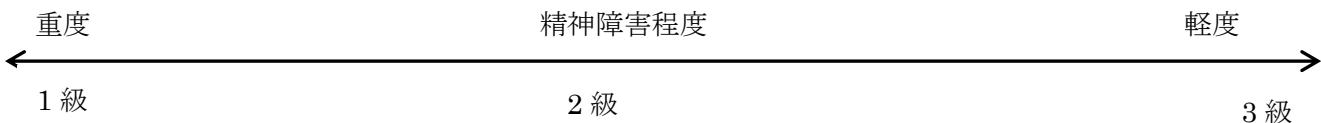
精神障がい者の福祉では、「精神障害者保健福祉手帳」の所持を療育手帳と同様に絶対条件としている。

しかし税金の減免などに必要となる。また本制度は障害者年金制度と密接なかかわりを持っている。

申請窓口	市区町村
申請方法	本人が交付申請書に所定の医師の診断書と写真を添付し、居住地または現居住地を管轄する市町村を経由して都道府県知事(指定都市市長)に提出する。 精神保健福祉センターでの判定を踏まえて交付される。 有効期間が 2 年となっており、更新が必要。
用件	1 級：他人の援助を受けなければ身の回りのことがほとんどできない。 2 級：必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度。 3 級：日常的な家事などはこなすことができるが、状況や手順が変化すると困難が生じる程度。

程度等級

精神障害者等級は 1 級から 3 級まである。



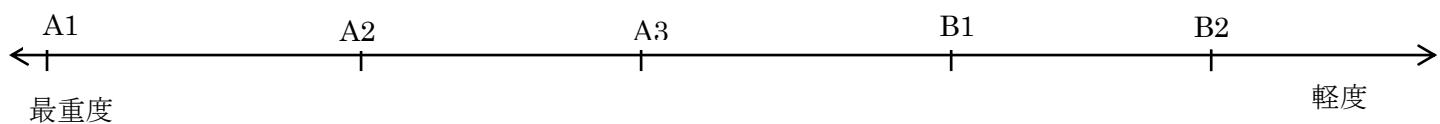
(3) 療育手帳(知的障害がある者を対象にした手帳)

知的障がい者の福祉では、「療育手帳」(名称は各都道府県によって異なる場合あり)の所持を絶対条件としているが、特別児童扶養手当の受給、税金の減免、JR 運賃割引などのサービスの利用をするためには必要となる。

対象	知的障がい者、児
申請窓口	市区町村
申請方法	<p>交付申請書に、指定を受けた医師の診断書、写真を添付し提出する。</p> <p>交付された手帳の記載事項に変更があった時や紛失などで再交付を受ける時には、所定の手続きが必要。</p> <p>手帳には次回判定年月が記載されており、時期が来たら再判定を受ける必要がある。</p>

程度等級

症状の大小により A1~B2 の 5 段階



◆介護保険法と障害者総合支援法との関係

介護保険サービスと障害者福祉サービスにおいて重複するサービス部分については介護保険制度を優先とする。

年齢別適用関係

年齢	～40 歳	40 歳～64 歳		65 歳～	
介護保険法によるサービス	×	○	医療保険に加入かつ特定疾患または特定疾患が原因とした疾患があること	○	介護保険によるサービスを優先する
障害者総合支援法によるサービス	○	○	介護保険によるサービスを利用している場合は不足するサービスのみ適用する	○	介護保険によるサービスで不足する部分を補完する

